

集団回収維持対策事業の実施について

中国の輸入制限や新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により古紙の国外への輸出が滞っており、古紙の国内価格が下落し続けている。

中野区では、平成19年度以降、古紙の全てを町会・自治会等による集団回収により回収している。集団回収をこれまでどおり維持・継続していくため、集団回収事業者に対して維持対策費を交付する。

1 事業内容

古紙(新聞、雑誌、段ボール)の1kgあたりの基準単価を定め、その基準単価と毎月の市況価格との差額を回収量に応じて集団回収事業者に交付する。

2 基準単価

1kgあたり10円とする(「新聞」、「雑誌」、「段ボール」共通)。

(参考) 令和2年4月(第3週)の市況価格(1kgあたり)

新聞	6円
雑誌	2~3円
段ボール	4~5円

3 交付方法

集団回収事業者からの申請により、四半期ごとに交付する。

4 事業開始

令和2年5月1日